

「そよかぜねっと」(東広島住民互助型日常生活応援活動)

事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、公的サービスをはじめとする既存の社会資源では対応できない住民の生活ニーズを解決するために、利用者と協力者が共に活動することを原則とした住民互助型の日常生活応援活動を創出・展開することを通して、地域の福祉意識を高め、お互いの暮らしを支え合うことができる“あったかい地域づくり”を推進することを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業の名称を、「そよかぜねっと」(東広島住民互助型日常生活応援活動)事業(以下「そよかぜねっと」という。)とする。

(主管及び実施主体)

第3条 この事業は、社会福祉法人広島県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)を主管として、社会福祉法人東広島市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)が実施主体となっていく。

(事業の協力者)

第4条 この事業の協力者(以下「そよかぜさん」という。)は、原則として市内在住者の内、事業の目的に賛同し、協議会指定の講座を修了した者若しくは事前のオリエンテーションを受けた者で、別に定める登録申込書(別記様式第1号)と口座振込依頼書(別記様式第2号)を協議会に提出し、会長が認めた者とする。

(事業の利用対象者)

第5条 この事業の利用対象者は、原則として市内在住者で、活動提供が必要と認められる者とする。また、相談の内容は、そよかぜねっと受付簿(別記様式第3号)にて整理するものとする。なお、次の各号いずれかに該当したときは、活動提供を行わないものとする。

- (1) 事業の目的(趣旨)に合わない場合
- (2) 他の活動やサービス利用が妥当であると判断される場合
- (3) そよかぜさんの日程調整等ができない場合

(事業の利用及び活動提供手順)

第6条 この事業の利用及び活動提供手順は、そよかぜねっと実施フローチャート(別表第1)によるものとする。

(利用料及び利用時間)

第7条 この事業の利用料は1時間当たり300円とし、1回当たりの利用時間は、原則2時間以内とする。

(活動費)

第8条 そよかぜさんへの活動費は、費用弁償として支払い、1時間当たり600円とする。

但し、急に活動休止となった時は、活動費として300円を支給する。

なお、支払いは、そよかぜさん活動依頼及び記録カード(別記様式第4号)とそよかぜ利用活動実績集計表(別記様式第5号)を月ごとに照合し、翌月17日にそよかぜさんの指定口座に振り込むこととする。

(活動実績)

第9条 各支所は、そよかぜさんの活動実績をそよかぜ活動記録集計表(別記様式第6号)にて、月ごとに本所へ報告するものとする。

(運 営)

第10条 この事業の適正な運営を図るため、県社協・広島県共同募金会の参画を得て、定例会議を開催し事業の検討、成果と課題の整理等を行う。

(活動中の事故等への対応)

第11条 協議会は、活動提供における不測の事態に備えて、保険に加入し対応するものとする。

(秘密保持等)

第12条 そよかぜさんは、活動上知り得た利用者又はその家族の不利益となる事項を他に漏らさないこと。そよかぜさんでなくなった後においても、また同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業の施行に関する必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。ただし、この日以前に行った事業は、

この要綱により実施したものとみなす。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。